

# 日本ラテンアメリカ学会 会 報

№18

1985年4月1日

## 第18号 目 次

1. 理事会報告
2. 定例研究会
3. 会員特別寄稿
4. 近着会員業績
5. 事務局から

- 海外ラテンアメリカ研究センター紹介
- 定例研究会（東日本部会）のお知らせ

### 1. 理事会報告

第24回理事会 1984年12月12日(土)13:30-16:00

場所 上智大学 出席理事 10名

○22回, 23回理事会議事録の承認。

○報告事項

i) 会報18号の編集（石井理事）。17号の発行が半月遅れ、記事が不足気味。学術情報を会員から広く募るとともに、会員の業績を積極的に収集する。第6回定期大会の報告希望を次号にて募集。

ii) 年報5号の編集（松下理事）。投稿状況は、投稿希望4篇のうち、1篇のみ。

iii) 定例研究会。高山理事より東日本部会（第9回）、辻理事より西日本部会（第11回）についての報告があった。

iv) オクタビオ・パス氏講演会（高山理事）。10月29日、上智大学にて開催されたパス氏講演会は、本学会も協力し、700人以上の聴衆を集め盛況のうちに終わった。

○審議事項

i) 新入会員の承認。前田正裕氏（ラテンアメリカ協会理事長）。

ii) 学術会議。推薦人として中川理事長、会員候補として増田前理事長を選出すること

を決定。

iii) 次期定期大会について。上智大学での開催とし、大会準備委員長に水野理事、理事会代表委員として高山理事を選出した。その他の準備委員の選定については準備委員長に一任。

iv) 財政状態について（中川理事長）。

預金高	684,153円
負債	(年報) 839,180円
	(会報) 18,500円
計	857,680円

差引 173,527円の赤字。

赤字の原因は会費未納にあり、会員260名中、未払いは80名に達する。このため2月に督促状を発送。会費滞納者に対しては3年目から『年報』の配布をストップする。海外出張者に対して会費先払い制を導入することなどを検討。以上の財政状態に鑑みて、財政検討委員会を発足させ、会費の値上げなどを含めて財政問題に対処する。

v) 定期大会、定例研究会の報告者への交通費について。原則として自己負担とする。

○その他

会員の大井邦明氏より第2パナマ運河建設計画に伴う考古学調査の必要を指摘する文書『第2パナマ運河建設と考古学調査の必要性について』が提出された。現段階において、学会として直接関与することについていろいろ問題があり、今後の検討課題としていくこと。大井氏にこの問題について会報に投稿してもらい、問題点を明示させる、ということが申し合わされた。

訂正

会報№17 1.理事会報告 iii) の(Centro Coordinador y Difusor de Estudios Latinoamericanos)を(Centro de Estudios Latinoamericanos)に訂正します。

遅野井 茂 雄

ペルー問題研究所 (I E P) は、1964年に創設され、昨年、創立20周年をむかえた。ペルーでは、1970年代、軍事政権による「社会の政治化」の過程のなかで、夥しい数の社会科学系の研究所が誕生したが、ペルーの研究所のなかでも民間研究機関のパイオニア的存在として、古い歴史を有している。

人脈的には、アリアテギの世代に属するルイス・E・バルカルセル (名誉所長) に連なる人々、政治的には、革新的社会運動 (M S P) に連なる人々によって設立され、創立メンバーには、ホセ・マリア・アルゲダス、サラサル・ボンディ兄弟、ホセ・マトス・マル、ホルヘ・ブラボ・プレサーニ、アニーバル・キハーノ、アルベルト・エスコバル、マリア・ロストウオロウスキー、フランシスコ・ミロ・ケサーダ、ワルテル・ペニャロサ、ビルヒリオ・ロエル、ジョン・ムラ、フランソワ・ブリコー、フランソワ・ペローら、ペルーを代表する一級の知識人及び代表的なペルー研究者が名をたづねている。創立以来20年間にわたって所長を務め、研究所の活動を指導してきたマトス・マルに代わり、85年1月からフリオ・コトレールが所長に就任した。

I E P の特色は、ペルー問題の屈折した複合的・多重的な所在と性格を反映して、考古学、言語学、教育学、人類学、歴史学、経済学、社会学、政治学など人文・社会科学の全分野から学際的な研究を進めているところにある。傾向としては、社会主義に対する理想や、農村共同体への固有の思い入れ等、左翼的であることは論をまたないが、I E P と並んでペルーにおける研究所の双璧をなす D E S C O が、現在、左翼連合 (I U) のシンク・タンクとしての機能を果たしつつあるのと比較すると、ずっと学術的であり、方法論的にも、単なるマルクス主義の域を越えている。また、ベラスコ

軍事政権時代、とくに72年、コーポラティズム体制論をめぐるフリオ・コトレールとカルロス・デルガードの論争においてみられたように、批判的左翼の立場は一貫している。また、主任研究員のほとんどが、カトリック大学をはじめ、大学の専任教授を兼ねており、大学との結びつきも強いものがある (歴史部門を率いているエラクリオ・ボニーヤは、カトリック大学経済学部長)。

財政的には、国の援助に依存しないことを誇りとしているが、他面、米国のフォード財団をはじめとし、カナダ、西ドイツ、スイス等欧米の諸財団、国連、ユネスコ、I L O 等国際機関から資金援助をあおいでいる。その他、20年余の研究活動のなかですでに160点に達し、ペルー文化に大きく貢献してきた貴重な出版物の売り上げも無視できないものがある。

同研究所の誇る研究スタッフには、現在、人類学では、マトス・マル、カルロス・イバン・デグレゴリ、ユルゲル・ゴルテ、エスノヒストリーでは、マリア・ロストウオロウスキー、歴史学では、ボニーヤ、ホセ・デウスタア、言語学では、アルベルト・エスコバル、社会学では、フリオ・コトレール、経済学では、エフライレ・ゴンサーレス、オスカル・ウガルテチェ、ラウル・ポペンズらがあり、その他、研究プロジェクト毎に動員される一群の若手研究スタッフが存在する。

現在、I E P が進めている大型研究プロジェクトは、「人民諸部門と都市化」に関するものであり、とくに都市民衆の出身、経済活動、戦略、行動様式等の分析を通じて、ペルーの直面する都市化と政治社会変動を理解しようとするものである。フリオ・コトレールに率いられるこの研究プロジェクトは、研究所の総力を結集するものであり、近々、その成果が公表される予定である。

## 2. 定例研究会

西日本部会第11回定例研究会は、1984年11月17日(土)午後1時半から5時まで京都外国語大学メキシコ研究センターにて開催され、以下の報告が行われた(出席者約15名)。

### 報告1.「ルベン・ダリオとアメリカ合衆国」

田中 敬一(愛知県立大学)

ニカラグア生まれの詩人、ルベン・ダリオ(1867-1916)は、「近代派の抒情詩人」としてその名を知られている。しかし、後期の代表作『生命と希望の歌』(1905)では、一連の「社会詩」を発表した。しかも、その中には、明らかに政治的意図のもとに書かれた作品がある。ダリオにとって、政治・社会的なテーマは、すでに習作期の作品に見られるが、前期の代表作、『青』(1888)、『俗なる続唱』(1896)では姿を消している。では、なぜ、『生命と希望の歌』を契機として、ダリオはこのテーマを復活させたのか。今回の発表は、ダリオの政治詩の軌跡をアメリカ合衆国の領土拡大政策との関係においてとらえ、スペイン及びイスマノアメリカを巻き込むいくつかの歴史的な事件が、彼の詩においてどのような意味を持っていたかを明らかにするものである。

1892年、ダリオは「新大陸発見400年祭」に出席するため、母国スペインを訪れた。このとき朗読した「コロンブスに捧げる詩」(A Colón)には、独立後、度重なる内戦で荒廃した新大陸への深い憂愁の情がにじみ出ている。翌年、ダリオはアルゼンチンに外交官として赴任した。このとき、彼の船はニューヨークに寄港したが、詩人は合衆国の物質文明に嫌悪と脅威を感じた。ダリオは都合4回、合衆国を訪問しているが、その嫌悪感や終生消えることはなかった。また、その脅威はまもなく現実のものとなった。

1898年、米西戦争が起り、スペインはあっけなく敗退した。同年、ダリオはアルゼンチンの新聞「ラ・ナシオン」紙の特派員として、スペインに渡った。疲弊したスペインを目のあたりにしたダリオは、ジャーナリストの視点から、母国の衰退の原因を分析し、社会の弊害を告発した。(『現代のスペイン』1901)

一方、アメリカ合衆国は着々と領土拡大政策を推進していた。1903年、T・ルーズベルトは強力な軍事力と経済力を背景に、中断されていたパナマ運河の建設を強行した。(パナマ事件) この暴挙をまえに、ダリオは「ルーズベルトに」(A Roosevelt) 警告を発し、人権、宗教、文化の異なるもう1つのアメリカを対峙させた。また、「楽天主の挨拶」(Salutación del optimista)では、スペインの血のもとに、イスマノアメリカ諸国の団結を提唱した。

しかし、第3回汎米会議(1906、リオ・デ・ジャネイロ)では、会議の精神を反映させ、親米的な態度を表明した。「鷲への挨拶」(Salutación al aguila)と題された詩は、北米の鷲と南米のコンドルの平和的共存を寓意的にうたった詩である。ダリオは、南アメリカの発展のためには、北米の進んだ文化の導入もやむをえないと言う。

1914年、第1次大戦が勃発。バルセロナにいたダリオは、戦争への危惧や、健康上の理由で、アメリカに講演旅行に出かけた。晩年の作品、「コスモポリス」(La gran cosmopolis)では、繁栄の陰で貧困に喘ぐ人々の存在を訴え、「平和」("La pax")では、全面戦争に突入した第1次大戦を暗示し、早期停戦を唱えた。そして南北アメリカの国々が、合衆国の旗のもとに一致団結することを提唱した。ここにいたり、ダリオの平和の理念は、ラテン民族の枠を越え、汎アメリカ的な次元に達した。

このように、激動の世紀末から二十世紀初頭を駆け抜けたダリオの生涯は、歴史の抗しがたい力のなすがままであった。しかし、詩人はイスマノアメリカの「代弁者」、あるいは「予言者」としての使命を決して忘れることはなかった。ダリオは『生命と希望の歌』の序文で、いみじくも語っている。「私は大衆のための詩人ではないが、限りなく大衆に向わねばならない」と。

### 報告2.「1930年代メキシコのインディヘニス

モ文学：グレゴリオ・ロペス・イ・

フエンテスと小説『インディオ』

片倉 充造(天理大学)

一連のメキシコ革命小説家たちの中にあっ

て、集団としてのインディオを意識した異色の作家グレゴリオ・ロペス・イ・フェンテス(1897~1966)は、ベラクルス州ワステカ地方の出身である。地元での基礎教育を終え15才にしてメキシコシティの師範学校へと進学し、そこでモデルニスモ主流の文学的刺激を受け在学当時から詩作品を出版している。また折からの政変に際しては、ピクトリアノ・ウエルタ政府を是とせず、終始ベヌスティアノ・カランサを支持しその戦線にも参加している。カランサ退陣後は文筆活動に専念するようになり、1924年以降は首都に定住し精力的に散文作品を物し続けていく。こうして、『野営』(1931)、『土地』(1932)、『將軍殿』(1934)等のいわゆる“革命”をテーマとした小説を次々と手がけたロペス・イ・フェンテスが1935年に発表したものは、インディオ問題に焦点をあてた『インディオ』なのであった。同年制定の国民文学賞を受賞し、爾来数カ国語にも翻訳されたこの小説は3部21章から成り立っており、簡潔な文体、固有名詞の与えられていない登場人物、風俗描写主義的傾向等の特徴としている。先ず第1部においては、インディオ問題の解決策の検討が試みられている。インディオたちが白人やメスティンに対して「永年つものらせてきた不信を払拭」して「信頼を回復」するには「社会福祉事業を営むこと」、具体的には「集落と集落とを結ぶ道路」の建設及び「インディオの風習を熟知した彼らに理解のある教師」の配備を〈農地解放〉と併せて提唱している。このことは正に、当時のラサロ・カルデナス政権(1934-40)の推進しようとしていた〈土地の再分配〉と〈学校教育の普及、充実〉を機軸とした〈国民統合政策〉と基本的に一致するものであるとみなされる。しかしながら、第1部のこのような骨子と好対照をなしているのが、第3部にみられる〈革命の安定期〉に入って以来のインディオ政権の不備、不徹底の程である。「道路や学校の建設」が進められても、それは決して公益のためではなく、「州議員」の売名行為の具に利されたからに他ならなかったし、そうしたインディオの〈近代化〉の動きに執拗に歯止めをかけたのが、カトリックの教会勢力なのであった。すなわち、政治の欺瞞と旧態依然たるカ

トリック教会の支配力とが、インディオの利益を蝕んでいる構図がそこには投影されている。他方、第2部ではインディオの精神世界を取り扱っているが、単に彼らの風俗、習慣を鮮やかに抽出するにとどまらず、〈迷信的なものへの礼賛〉の姿勢に対しそれにちなむ数々の犠牲者を敢えて表現することで鋭い批判を加え、インディオ側にも〈問題解決の阻害要因〉があることを内示している。以上を要約すると、作者はインディオ問題の解決をラサロ・カルデナスの目指す〈国民統合政策〉に求めようとしていたのであり、『インディオ』は同政権の「露払い的」役割を担ったとも言えよう。

### 3. 会員特別寄稿

#### 第2パナマ運河計画と考古学事前調査

大井 邦明

i) マスコミにしばしば報道される第2パナマ運河建設計画は、その実現の有無を別にして1つの問題を提起している。それは、大規模な自然破壊と、そこに埋もれているはずの遺跡群の破壊への対処である。そのうちここで扱うのは遺跡破壊についてである。

パナマ共和国内の考古学調査は皆無とは言わないまでも、科学的発掘調査が実施された例は極めて少ない。そこから得られる情報を整理すると、新大陸最古の土器文化のひとつモナグリオ文化(BC2000年頃)と、黄金文化として名高いコクレ文化(6~9世紀)の存在が特筆に値する。こうした文化をも含めてメソアメリカとアンデス古代文明圏の中間に位置するパナマ地峡では、どのような重要な発見があるかわからない。それは、単にパナマ1国にとどまらず、新大陸古代文化の研究上重要なものとなることは疑いないのである。それ故、運河建設が具体化したら、早急に慎重かつ徹底的な発掘調査を実施しなければならない。

ii) さて、日本がその調査を実施しなければならない法的根拠は、ユネスコ勧告に求めることができる。それによれば、「発掘制度は、まず第1に各国の国内的権限に属する」ものであるが、「とくに開発途上国などでは、文化財の保護救済にあたって国際的な技術協

力や経済的援助が必須である」とされている。また、第2パナマ運河計画の場合、実現すれば、その建設に直接関係する国々が、建設予定地の考古学事前調査に協力すべき責任を有する、ともユネスコ勧告は記している。

もっとも、こうした法以前の問題として、破壊者が救済できるものは救済するという倫理上の責任を負っていることはいうまでもない。

iii) 第2パナマ運河が、新たに建設されるにせよ、既存の運河を拡張するにせよ、広大な面積が掘り返されることに変わりなく、そのための考古学調査は当然長期に及ぶことになるであろう。また、この種の調査は、工事との競争であって厳しい時間的な制約を受けるため、杜撰な調査に終わりがちである。また、考古学調査のほとんどが手仕事であり、1つの遺跡を発掘するにはかなりの時間を要する。そして、工事に伴う事前調査の場合、放置すれば完全に破壊されるのであるから、徹底的に発掘調査を行ない悔いを残さないようにしなければならない。同時に、考古学調査には、現場の作業とともに、発掘記録や出土遺物の整理を日課としており、調査が長期に亘った場合の肉体的、精神的疲労ははなはだしい。

以上の点を考慮すれば、余裕ある組織と計画が求められるのは当然のことである。

iv) もちろん、パナマ共和国がそうした調査を望んでいることが前提であり、関係国としての日本は、法的な問題も含めて考古学的予備調査を早急に実施する必要がある。

そして、第2パナマ運河建設が具体化し、日本側の積極的な文化財保護への協力が実現する場合、単なる技術面だけの協力ではなく、長期の研究援助計画を立案することが望ましい。国際化が叫ばれる今日、本来国際性を備えていなければならない考古学という学問分野をもって、国際協力のひとつのモデルをつくりあげることが、パナマ運河計画の場合可能なのである。

また、仮りにパナマ運河計画が中止になったとしても、今後こうしたケースは増えていくことは十分予想できる。たとえ専門分野は異なっても、開発にはこのような問題が常に含まれていることを留意していただきたいと

思い、あえて記した次第である。

#### 4. 近着会員業績

〔籍〕石井陽一 『スペイン文契約書一実務と法制的背景一』（芸林書房、初版S54.2.1.改訂版S59.4.1）

構成は、第I部の契約書の構成と制度的背景（1. 契約とは何か、2. 私署契約による契約、3. 公正証書による契約、4. 契約文とスペイン語文法、5. 関連契約法、6. 公証制度、7. 登記制度）と第II部の書式例（1. 各種の売買契約、2. 賃貸借契約、3. 雇用・役務・人事関係の契約、4. 工事請負契約、5. 抵当権設定金銭貸付契約、6. 会社契約、7. 合弁事業契約）から成り、改訂版を出すにあたって、内容を再点検して補正すべきところは補正すると共に第II部に 7. 合弁事業契約（〔1〕合弁会社設立契約〔2〕技術輸出契約）を加えて充実をはかった次第です。

〔籍〕石井陽一・戸門一衛 『スペイン—その国土と市場—』（科学新聞社、初版S58.8.1.改訂版S59.11.1）

本来ラテンアメリカ専攻の私がスペインに手を出すこと自体に批判もあるかと思っておりますが、ラテンアメリカの母文化であり、イスパニダーの見地から取り組んだ次第です。内容がデパートのように多方面にわたることもお恥しい次第ですが、経済は共著者の戸門一衛氏が担当し、私の担当部分は、地理、社会、文化、政治外交、法制のほか、経済のうち第1次産品関係（農業、鉱業）に限定しました。また、第V章として、ラテンアメリカとの関係、にかかわる1章を設け、それを担当してラテンアメリカニストとしての面目をどうにか保つことに努めました。

初版は社会労働党（PSOE）政権が発足する1982年末で締めましたが、改訂版は大筋として1983年末締めとし、重要事項については1984年にも踏み込みましたので、かなり、up to date なものになったと自負しています。（石井）

〔抜〕原田金一郎 『ドミニカ共和国憲法史研究序説—第3次共和国期の4憲法の比較—』（『ラテン・アメリカ論集』1618（ラテンアメリカ政経学会）

〔籍〕国本伊代・畑恵子・細野昭雄 『概説メキシコ史』（有斐閣，1984年12月）

〔抜〕石井陽一訳 バレンシア（スペイン）  
水裁判所とその訴訟手続に関する覚書—第7  
回国際訴訟法学会国別報告—『法学研究』第  
58巻第1回（慶応義塾大学法学研究会編，  
1985年1月）

〔誌〕『イペロアメリカ研究』（上智大学イ  
ペロアメリカ研究所）

○第VI巻第1号（通巻10号，1984年1月）  
執筆者 G・アンドラーデ，三田千代子，  
宮下克子，国本伊代

○第VI巻第2号（通巻11号，1984年7月）  
執筆者 I・ローシャイタ，高橋良廣，  
G. J. Moneta，吉川恵美子，畑恵子

〔誌〕『アジア研ニュース』№49. 地域特集ラ  
テンアメリカ（アジア経済研究所，1984年8  
月）

〔誌〕『ラテンアメリカ・レポート』Vol.  
1 №1 特集：活路を模索するラテンアメリ  
カ（アジア経済研究所，1984年10月）

〔冊〕『メキシコ研究センター通信』№4  
（京都外国語大学メキシコ研究センター，  
1984年11月）

## 5. 事務局から

i) 新入会員（第24回理事会承認）

### 東日本部会第10回 定例研究のお知らせ

日時 1985年4月13日(土) 14:00～16:30

場所 上智大学6号館311号教室  
(国電・地下鉄線 四ツ谷駅下車)

- 報告
1. 「ペルー・アンデス南部地域に  
おけるインディオの善の回復」  
木下庸子（筑波大学大学院）
  2. 「最近のペルーにおける政治  
社会変動と民主化」  
遅野井茂雄（アジア経済研究所）

☆お問い合わせは上智大学・高山智博まで  
(03-238-3717又は3530)

No. 18 1985年4月1日発行  
〒157 東京都世田谷区成城  
6-1-20  
成城大学法学部中川研究室内  
日本ラテンアメリカ学会事務局  
☎03-482-1181